

1. 一般の意見の募集について

瀬戸内海のすばらしい環境を守るために、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、規制を主とした保全施策を実施していますが、近年、水質の改善ははかばかしくなく、また、藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境は徐々に減少しています。

一方、環境基本計画等では、自然的環境の回復や生物多様性の確保等の新たな施策の方向性が示されています。瀬戸内海においても、瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復して後代に引き継ぐためには、現行の保全型施策を充実するとともに、これまでに消失した自然環境を取り戻す観点からの施策が必要になると考えられます。

瀬戸内海環境保全審議会企画部会では、この点を踏まえ、新たな環境保全・創造施策のあり方について検討を進めていますが(参考資料表-1参照)、その内容に関し、以下に示す施策全体の目的、施策の観点、具体的な施策等の検討項目についてご意見を伺います。

ご意見をお持ちの方は、どの検討項目についてでも結構ですので、可能な限り具体的に記述のうえ、事務局まで送付下さるようお願いします。

(1) 検討項目

(A) 施策全体の目的について

現行施策では、主に水質及び自然景観に着目し、それらの保全を主な目的としていますが、新たな施策では、重要な生態系の保全、自然とのふれあいの場の確保の観点を含む自然環境の保全とともに、失われた自然環境を取り戻すことを新たに目的として加えることを検討項目としています。

これらに関し、以下の項目についてご意見をお聞かせ下さい。

失われた自然環境を取り戻すことの必要性、妥当性
目的として他に掲げるべきもの
その他

(B) 失われた自然環境を取り戻す施策について

失われた環境を取り戻す施策の観点については、生物生息環境の創出、海域の自浄能力の回復、自然とのふれあいの場の創出、人工空間における良好な景観の創造について検討項目としています。また、具体的な施策としては、藻場、干潟、浅場等の造成、親水性護岸の導入、人工海浜の造成等を想定しています。

これらに関し、以下の項目について、ご意見をお聞かせ下さい。

積極的に行うべき施策の観点とその具体的施策

施策の観点や具体的施策として他に加えるべきもの
取り戻したいと考える自然環境について
各施策の具体的な推進方策と留意事項
その他

(C) 保全型施策の充実について

現行施策では、以下の各施策を実施するとともに、埋立ての基本方針に基づき、埋立てを厳に抑制し、やむを得ない埋立てについても、自然環境への影響が軽微であることを条件としています。

- ・水質保全の観点から、COD総量規制、特定施設の設置許可等
- ・生物生息環境保全の観点から、保護水面の指定、鳥獣保護区設定等
- ・水辺とのふれあいの確保の観点から、自然海浜保全地区指定等
- ・自然景観保全の観点から、自然公園指定、天然記念物指定等

これらの施策に加え、新たな施策の観点として、水質保全対策の一層の推進、藻場・干潟等の重要な生態系の保全、自然とのふれあいの確保とともに、埋立て等の開発に際してのミティゲーション（環境影響の回避、最小化を図った上で、さらに残った影響に対しては代償措置を講ずる）の導入を検討項目としています。

これらに関し、以下の項目について、ご意見をお聞かせ下さい。

積極的に行うべき施策の観点とその具体的施策
施策の観点や具体的施策として他に加えるべきもの
現行の施策で見直すべきもの
開発行為に対するミティゲーションの導入
各施策の具体的な推進方策と留意事項
その他

(D) その他の施策について

従来は、住民等への環境保全に関する普及・啓発活動を掲げていますが、新たな観点として、環境保全活動、環境を取り戻す活動への積極的参加、環境教育の展開を検討項目としています。

これらに関し、以下の項目について、ご意見をお聞かせ下さい。

住民参加、環境教育等についての具体的施策
施策の観点や具体的施策として他に加えるべきもの
各施策の具体的な推進方策と留意事項
その他

(E)その他、本諮問の内容に関することについて、ご意見をお聞かせ下さい。

(2) 意見送付先

ご意見については、住所、氏名、年齢、職業、連絡先、電話番号を明記の上、郵送、FAX又は電子メールで、4月30日(木)(必着)までに下記の瀬戸内海環境保全審議会事務局宛て送付願います。郵送、FAXの場合は、A4判(縦置き、横書き)の書面で提出願います。

瀬戸内海環境保全審議会事務局
〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2
環境庁水質保全局瀬戸内海環境保全室内
T E L 03-3581-3351 内線6664
F A X 03-3593-1438
電子メール seto@eanet.go.jp

(3) 諮問に関する情報について

本諮問の背景、環境を取り戻す施策の必要性、審議日程等の諮問に関する情報については、参考資料のとおりです。

2. 現地小委員会の開催について（公開）

（1）内容

瀬戸内海環境保全審議会委員数名が、本諮問に関して、瀬戸内海に関係する地元の方々（自治体、事業者、学識経験者、NGOなどの地元関係者）から意見を伺うとともに、意見交換を行うことを目的として、開催するものです。

また、時間の範囲内で傍聴されている方からの発言の機会も設ける予定です。

（2）日程

回	日時	開催場所	意見発表 申込期限	傍聴申込期限
1	3月13日(金) 13:30～16:30	山口県吉敷郡小郡町黄金町 2-24 ホテルみやげ	2月27日(金)	3月3日(火)
2	4月17日(金) 13:30～16:30	高松市西の丸町14-7 ホテルニューフロンティア	3月31日(火)	4月7日(火)
3	4月24日(金) 13:30～16:30	大阪府中央区大手前3-1-43 プリムローズ大阪	4月7日(火)	4月14日(火)

対象（府県）第1回：瀬戸内西部（山口県、福岡県、大分県）

第2回：瀬戸内中部（岡山県、広島県、香川県、愛媛県）

第3回：瀬戸内東部（大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、奈良県）

（3）意見発表者の募集について

意見発表については、1人10分程度で、8名程度（自治体、事業者、学識経験者、NGO、一般等）からご意見を伺います。

意見発表を希望される方は、「現地小委員会での意見発表を希望」する旨明記の上、住所、氏名、年齢、職業、連絡先、電話番号、及び1. 一般の意見の募集で示した検討項目に関するご意見の要旨を、書面（A4判縦置き、横書き）にて、上記期限までに下記事務局まで郵送又はFAXでお申し込み下さい。

意見発表をお願いすることとなった方には、開催の1週間前を目途に事務局からご連絡いたしますとともに、氏名、職業を公表させていただきます。

応募多数の場合は、意見発表をする方を限らせていただきますが、お送りいただいた意見の要旨は選にもれた方からのものも含め、全て現地小委員会の会場で配布させていただきます。

（4）傍聴について

傍聴御希望の方は、往復ハガキに「第 回現地小委員会傍聴希望」と明記の上、上記期限までに、下記事務局までお申し込み下さい。（収容人員の関係から、希望者多数の場合は、抽選となりますので、予めご承知おき願います。）

（申込先）

瀬戸内海環境保全審議会事務局

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

環境庁水質保全局瀬戸内海環境保全室内

T E L 03-3581-3351 内線6664

F A X 03-3593-1438